

ICTを活用した歩行空間における移動支援サービス普及・高度化検討委員会 開催要領

1. 名称

本会は「ICTを活用した歩行空間における移動支援サービス普及・高度化検討委員会」(以下、「本委員会」という。)と称する。

2. 目的

本委員会では、歩行空間のバリア情報やバリアフリー施設等情報の共通フォーマットによる整備・管理・更新・オープンデータ化を、市民等の多様な主体の参画も併せた方法により促進できるよう、ICTを活用した歩行空間の移動支援サービスを普及・高度化に向けて必要な事項の検討等を行うことを目的とする。

3. 検討内容

- 1) ICTを活用した歩行空間における移動支援サービスの普及・高度化に向けて共通的に必要な事項
- 2) 国土交通省が行う歩行空間の移動支援施策に対する助言・指導
- 3) その他、歩行空間の移動支援を普及・高度化するために必要な事項

4. 組織

- 1) 本委員会は、別紙に掲げる委員をもって構成する。
- 2) 本委員会に委員長を置く。
- 3) 委員長は、会務を総括する。
- 4) 委員長が不測の事態等により委員長の役を遂行できない場合は、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

5. 会議の開催

- 1) 本委員会は、委員長が議長を務める。
- 2) 審議に際し、委員長が必要と認めた場合は、委員以外の出席を求め、説明や意見を聴取することができる。

6. 事務局

- 1) 本委員会の事務局は、国土交通省政策統括官(税制、地理空間情報)の下に置く。

7. その他

- 1) 本委員会の運営に関する必要事項でこの要領に定めのないものは、委員又は事務局が本委員会に諮って定める。

8. 附則

- 1) 本要領は、令和8年3月24日より適用する。